

## 第6章 成年後見制度利用促進計画

### 1 計画策定の趣旨

平成12年（2000年）に誕生した成年後見制度は、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重等を基本理念としており、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいにより財産や不動産の管理や日常生活に支障がある方の権利擁護を支える制度です。

国では、成年後見制度の利用を促進するため、平成29年（2017年）3月に「成年後見制度利用促進基本計画」、令和4年（2022年）3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

本章は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき、第二期計画を踏まえ、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目的とした、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）として位置付けます。

### 2 成年後見制度の利用促進

本村では、西郷村成年後見支援センターを中核機関とし、「成年後見制度利用支援事業」の実施など、認知症高齢者等の支援を強化する体制を整備しています。また、西白河郡の5市町村が共同で「しらかわ地域成年後見推進会議」を設置し、困難ケースや地域課題の検討・調整・解決を図っています。

#### ①成年後見制度の活用促進

地域包括支援センター等と連携し、高齢者の虐待防止や成年後見制度の利用促進に向けて取り組んでいきます。

#### ②老人福祉施設等への措置の支援

虐待や経済的な理由により、在宅生活が困難となった場合に、老人福祉施設等に対して、措置入所を行います。また、日頃より、地域住民、西郷村社会福祉協議会と連携し、社会的困難な状況にある高齢者の早期発見に努めます。

#### ③高齢者虐待への対応

地域住民、病院、警察、介護事業所等の関係機関と連携し、虐待の事例が発見された場合には、早期に対応できる仕組みを構築します。また、各機関と連携して高齢者虐待防止の啓発にも取り組みます。

#### ④困難事例への対応

高齢者の虐待防止など困難な事例が報告された際には速やかに対応するとともに、困難事例を未然に防ぐ取組に努めます。

#### ⑤消費者被害への対応

判断能力が不十分な状態にある高齢者は、詐欺などの被害に遭う可能性もあることから、警察や西郷村社会福祉協議会などと連携して、詐欺被害の発生の防止に努めます。

【西郷村成年後見支援センター（イメージ図）】

